

いわき市農業委員会第4回総会議事録

1 開催日時

平成30年9月20日（木） 9時30分から11時40分

2 開催場所

いわき市役所東分庁舎 5階 会議室

3 出席者（33人）

(1) 農業委員（24人）

1 草野庄一	11 新妻信夫	21 和田正人
2 坂本和徳	12 佐川良平	22 木田テイ子
3 蛭田元起	13 鈴木理	23 小泉昌男
4 遠藤重和	14 蛭田秀史	24 佐藤吉行
5 藁谷昭夫	15 高木眞一	
6 鈴木義直	16 木幡仁一	
7 草野久仁昭	17 菅波一郎	
8 箱崎寿正	18 大竹公治	
9 松本英人	19 油座盛明	
10 油座勝三	20 岡田光男	

(2) 事務局（10人）

太清光	事務局長
鈴木一徳	事務局次長
早水孝太郎	主任主査
林克伊	主任主査兼農地調整係長
野木隆司	農政振興係長
坂本聡	農政振興係 主査
宇佐見剛	農政振興係 主査
金成聡司	農地調整係 主査
渡邊梓	農政振興係 事務主任
石島大輔	農地調整係 事務主任

4 会議の概要

事務局 (鈴木次長)	<p>本日は、お忙しい中、いわき市農業委員会第4回総会にご参集を頂き、ありがとうございます。</p> <p>はじめに、お手元にお配り致しました資料を確認させていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none">○ 第4回総会議案書○ 許可申請に係る意見及び決定理由書○ 現地調査位置図○ 第3回総会議案説明書の訂正について○ 第4回総会議案説明書の訂正について○ 第4回総会議案の追加説明について○ 【資料1】農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)○ 【資料2】平成31年農作業労働賃金標準額(協議資料・参考資料)○ 【資料3】平成30年度福島県下農業委員会大会の開催について○ 【資料4】平成30年7月豪雨災害義援金報告書 <p>以上、10点です。</p> <p>なお、いわき市農業委員会総会会議規則第22条において、「委員は、総会中、みだりに議席を退くことができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、議長の許可を得て退くことができる。」とされております。総会開催前に携帯電話は電源をお切りになるか、マナーモードの設定について、ご協力をお願い致します。</p> <p>続きまして、農業委員会憲章唱和でございますが、唱和のご発声を議席番号2番、坂本和徳委員よりお願い致します。</p>
2番 坂本委員	<p>私が、いわき市農業委員会憲章の前文4行を読み上げますので、「一、農業・農村の代表として、」から引き続きご唱和ください。</p> <p>— 憲章唱和 —</p>
事務局 (鈴木次長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日の総会につきましては、農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定に基づきまして、会長が招集させて頂いております。議事に先立ちまして、草野庄一会長より、ご挨拶をお願い致します。</p>
草野会長	<p>今日から彼岸の入りとなりまして、朝夕は涼しくなりました。真夏の猛暑はどこにいったのだろうと思われます。ただ、9月に入りまして雨が多く、稲刈作業も多少遅れながらも進めていかなければならないものと思われます。農繁期を迎え、公私共にご多忙の中、ご参集を賜り感謝申し上げます。いわき市農業委員会第4回総会の開催にあたり、一言、ご挨拶を申し上げます。</p>

草野会長

7月に新体制となり、3ヶ月目を迎えました。農業委員による毎月の現地調査及び総会の開催、推進委員による地区審議会の開催及び日々の農地調査の実施等、農地利用の最適化の推進活動が徐々に軌道に乗り始めたところでございます。

また、8月21日に開催されました、平成30年度いわき市耕作放棄地対策協議会第1回総会におきまして、当協議会会長が農林水産部長から農業委員会会長へと変更となる規約改正を受け、私が耕作放棄地対策協議会会長に就任することになりました。

今後は、この協議会の事業も活用し、農地利用の最適化をより推進して参る所存でありますので、委員の皆様の一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本日の総会は、農地法に係る許可申請等のほか、農地利用最適化推進委員候補者、農地等の利用の最適化の推進に関する指針、平成31年農作業労働賃金標準額について、ご審議頂きます。

委員の皆様には、慎重且つ円滑なご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

事務局
(鈴木次長)

ありがとうございました。

それでは、これより議事に入りますが、議事の進行は、いわき市農業委員会総会会議規則第6条第1項の規定に基づき、会長が議長となりまして進めさせていただきます。

草野会長、よろしくお願い致します。

議長
(草野会長)

それでは、議長を務めさせていただきます。円滑な議事進行に努めて参りたいと思っておりますので、皆様方のご協力をお願い申し上げます。

本日の通告欠席は、おりません。委員24名全員の出席でございます。これは、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定の過半数を超えております。本日の総会は成立することをご報告致します。

次に、いわき市農業委員会総会会議規則第7条の規定により、開会、閉会は議長が宣告することとなっておりますので、宣告致します。

只今より、いわき市農業委員会第4回総会を開会致します。

次に、議事録署名人の指名についてでございますが、いわき市農業委員会総会会議規則第24条第2項の規定により、議長が指名致します。

議席番号8番 箱崎 寿正 委員

9番 松本 英人 委員

以上2名をお願い致します。

また、書記は事務局をお願い致します。

議 長
(草野会長)

なお、議事録については、平成21年1月23日付け農林水産省経営局長通知により、農業委員会は、総会等の終了後速やかに市町村個人情報保護条例等に留意の上、その審議過程のすべてを要約することなく、詳細に記した議事録を作成し、これを縦覧に供することとされております。

これにより、総会議事録の作成については、委員個人名と発言内容のすべてを記載する全文記録方式と致します。

また、作成した議事録については、いわき市の公式ホームページにおいても、公表することになっておりますことを申し添えます。

次に、会務報告を事務局よりお願い致します。

事務局
(鈴木次長)

－総会議案書2ページにより会務報告－

議 長
(草野会長)

ありがとうございました。

それでは、只今より議事の審議に入りますが、その前に議案、報告案件で取下げ、訂正、追案等があるかどうか、事務局の説明を求めます。

事務局
(林係長)

取下げ、訂正、追案等について、説明致します。

本日の第4回総会の議案、「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について」において訂正が1件ございます。

詳細については、議案説明の際、担当者が説明致します。

また、8月10日に開催されました第3回総会の議案、「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について」において訂正が1件ございました。

詳細については、別添の資料「第3回総会議案説明書の訂正について」をご覧ください。番号4番及び13番の譲渡人の氏名が間違っておりました。謹んでお詫び・訂正致します。

私からの説明は以上です。

議 長
(草野会長)

それでは議事に入ります。

農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限で、農業委員会の委員は自己、又は同居の親族、若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないこととされております。該当する方がいらっしゃれば、該当する議案審議の際、申し出て下さい。

それでは、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。

事務局
(林係長)

議案書の3ページを、お開き願います。
－議案第1号を朗読、審議事項を説明－
詳細につきましては、担当者が説明致します。

事務局
(金成主査)

議案説明書2ページをお開き願います。
農地法第3条第1項の規定による許可申請についてでございます。

次の3ページをお開き願います。

また、地図については、別紙現地調査位置図を併せてご覧ください。

はじめに、議案説明書の訂正について説明致します。

番号2番の案件について、申請された農地を、現地調査した結果、農地とは判断できない筆が存在したことから、本申請から削除したため、筆数及び面積が減となるものです。

それでは、説明させていただきます。

番号1番、申請地は渡辺町、地目は畑、面積は658㎡でございます。
権利移動事由は、売買による所有権の移転でございます。

外3件、番号4番までは売買による所有権に移転でございます。

また、番号4番については、譲受人が新規で就農する案件でございます。

続きまして、番号5番、申請地は三和町、地目は田及び畑、面積は田8,425㎡、畑646㎡、合計で9,071㎡でございます。

権利移動事由は、賃借権の設定でございます。

また、譲受人が法人を立上げ、新規に就農する案件でございます。

今月の3条申請面積は田26,248㎡、畑4,825、合計31,073㎡でございます。

なお、番号1番から番号5番までについては、3条許可ができない場合を示した農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

説明は以上です。

議長
(草野会長)

只今、事務局より、議案第1号について、説明がありました。
ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。

9番
松本委員

議席番号9番の松本英人です。

番号1番から5番まで、現地を調査しましたが、番号4番の事案について、申請地に隣接する農地について違反転用の状態にあり、土地所有者が本事案の譲渡人であることが判明しました。

なお、番号1番から3番及び5番については、特段、問題はあり

9 番
松本委員

ませんでした。
報告は以上です。

議 長
(草野会長)

只今の報告では、番号4番の事案について、譲渡人の所有する隣接農地に違反転用の状況があるとのことでしたが、これについて、事務局から追加の説明はございますか。

事務局
(金成主査)

番号4番の案件について、説明させていただきます。
譲渡人の所有する隣接農地について、平成27年7月に、果樹を栽培することを目的に当該農地を田から畑に改良する「農地改良工事届」が提出されております。

その後、平成28年7月及び平成30年7月に、「盛土の土が不足している為、工事が完了していない」ことを理由として、「農地改良工事届(変更)」が提出され、工期を平成32年7月まで延長しております。

現地調査の際、盛土の状況について、農地改良工事届の計画が平均盛土高1.5mであるところ、2m前後の盛土があり、農地として利用している状況ではないことを確認したことから、土地所有者及び施工業者に事情聴取を行いました。

農地の利用については、果樹の作付として準備を進めていたものの、手つかずとなってしまっており、盛土の状況については、違反しているという認識はなく、今回の指摘を受けて是正したいと考えているとのことであります。

本案件につきましては、農地法第3条第2項第7号に規定する、地域との調和に支障を生ずる恐れがある場合に該当すると考えられ、違反転用状況の是正がなければ、許可できないものと考えます。

説明は以上です。

議 長
(草野会長)

只今、事務局より説明がありましたが、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。

－意見無しとの声有り－

議 長
(草野会長)

ご意見無しとの声がありますのでお諮り致します。
議案第1号について、番号4番については、農地法第3条第5項の規定に基づき、譲渡人の農地について、違反転用の状態を是正するよう条件を付けて許可するとし、その他は事務局説明のとおり可決することにご異議ございませんか。

－異議無しとの声有り－

議 長
(草野会長)

ご異議無しと認め、議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請については、事務局説明のとおり可決致します。

次に、議案第 2 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について、事務局の説明を求めます。

事務局
(林係長)

議案書の 4 ページを、お開き願います。

－議案第 2 号を朗読、審議事項を説明－

詳細につきましては、担当者が説明致します。

事務局
(石島主任)

議案説明書 5 ページをお開き願います。

議案第 2 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について説明致します。

議案説明書 6 ページをお開き願います。

配付しております現地調査位置図と許可申請に係る意見及び決定理由書をご覧になりながらお聴きくださるようお願いいたします。

番号 1 番、申請地は大久町、登記地目は田、転用面積は 504㎡、転用目的は多目的グラウンドです。

申請地は平成 28 年 8 月 19 日付で農地法第 4 条許可を受けております。

変更項目は事業区域面積の減少です。

変更前の事業区域面積は 12,031㎡、変更後の事業区域面積は 9,900.07㎡です。

変更事由は事業区域面積が 10,000㎡を超える場合、開発許可手続きが必要になりますが、その手続きを回避したいことから、事業区域面積を 10,000㎡以内に減少させるものです。

転用目的の変更は無く、申請地の周囲は申請者所有の山林及び原野に囲まれていることから、事業区画を減少させることによって周囲の土地に被害等を及ぼす恐れはありません。

説明は以上です。

議 長
(草野会長)

只今、事務局より、議案第 2 号について、説明がありました。

ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。

10 番
油座委員

議席番号 10 番の油座勝三です。

番号 1 番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。

報告は以上です。

議 長
(草野会長)

只今の報告では、特に問題ないと判断されるとのことでしたが、その他、委員の皆様から何かご意見・ご質問等ございますか。

－意見無しとの声有り－

議 長
(草野会長)

ご意見無しとの声がありますのでお諮り致します。
議案第2号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

－異議無しとの声有り－

議 長
(草野会長)

ご異議無しと認め、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については、原案のとおり可決致します。

次に、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。

事務局
(林係長)

議案書の5ページをお開き願います。
－議案第3号朗読、審議事項を説明－
詳細につきましては、担当者が説明致します。

事務局
(石島主任)

議案説明書7ページをお開き願います。
議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明致します。

配付しております現地調査位置図と許可申請に係る意見及び決定理由書をご覧になりながらお聴きくださるようお願いいたします。

議案説明書8ページをお開き願います。

番号1番、申請地は常磐、登記地目は田、転用面積は1,588㎡、権利移動事由は賃借権の設定、転用目的は製品及び資材置場です。

事業実施の確実性につきましては、譲受人は、常磐地区にて金属加工業を営んでおりますが、会社の事業拡大により現在の敷地内に製品及び資材の置場を確保することが困難な状況にあります。

そこで、当該地を製品及び資材置場にしたいという案件であり、事業実施は確実です。

番号2番、申請地は四倉町、登記地目は田、転用面積は実測247.72㎡、権利移動事由は賃借権の設定、転用目的は地区集会所敷地です。

事業実施の確実性につきましては、既存の集会所は昭和31年に建築され、老朽化が激しく、雨漏り、基礎の腐食、トイレが使用不可であること等、62年余の経年劣化により利用に事欠く状況です。

事務局
(石島主任)

このことを解決し、地区住民が安心して利用できる新しい地区集会所の敷地を確保する案件であることから、事業実施は確実です。

番号3番、申請地は四倉町、登記地目は畑、転用面積は616.76㎡、権利移動事由は賃借権の設定、転用目的は太陽光発電設備です。

事業実施の確実性につきましては、申請地は相続によりそれぞれ譲渡人が取得しましたが、相続後、20年以上耕作していませんでした。

そこで、土地の有効活用と管理の負担軽減を図るため、太陽光発電設備を導入する事案であり、事業実施は確実です。

番号4番、申請地は小川町、登記地目は田、転用面積は321㎡、権利移動事由は贈与による所有権の移転、転用目的は駐車場です。

事業実施の確実性につきましては、譲渡人世帯にこの度、子世帯が同居することになりましたが、譲渡人世帯が居住する宅地には駐車スペースが1台分しか確保できず、子世帯が所有する乗用車を駐車することができない状況にあります。

また、譲受人世帯近傍にて、建築設計業を営む住人からも業務用の駐車場として申請地を使用したいと申し出を受けている案件であり、事業実施は確実です。

以上4件、面積は田2156.72㎡、畑616.76㎡、合計2773.48㎡です。説明は以上です。

議長
(草野会長)

只今、事務局より、議案第3号について説明がありました。ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。

11番
新妻委員

議席番号11番の新妻信夫です。

番号1番から番号4番の事案につきまして、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。

報告は以上です。

議長
(草野会長)

只今の報告では、特段問題ないと判断されるとのことでしたが、その他、委員の皆様からご意見・ご質問等ございますか。

－意見無しとの声有り－

議長
(草野会長)

ご意見無しとの声がありますのでお諮り致します。

議案第3号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

－異議無しとの声有り－

議 長
(草野会長)

ご異議無しと認め、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請については、原案のとおり可決致します。

次に、議案第4号、いわき市農用地利用集積計画について、事務局の説明を求めます。

事務局
(林係長)

議案書の6ページを、お開き願います。

－議案第4号を朗読、審議事項を説明－

詳細につきましては、担当者が説明致します。

事務局
(金成主査)

議案説明書9ページをお開き願います。

農用地利用集積計画の内容について説明致します。

次のページをお開き願います。

第10号は、公益財団法人福島県農業振興公社が農地中間管理機構の特例事業により買い手へ農用地を売り渡す事案でございます。

実施地区は勿来。

買い手1名、売り手1名、対象筆数、田2筆、面積1,224㎡となっております。

第11号は、公益財団法人福島県農業振興公社が農地中間管理事業により新たに農地中間管理権を取得する事案でございます。

実施地区は勿来、四倉、三和。

借り手1名、貸し手17名、対象筆数、田70筆、面積81,405㎡となっております。

次のページをお開き願います。

農用地利用集積計画、平成30年度第10号。

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定める。公告が平成30年9月28日、いわき市となっております。

次のページをお開き願います。

「農用地所有権移転地区別総括表」については、先の概要で説明したとおりです。

次のページをお開き願います。

「農用地所有権移転個人別表」でございます。

番号1番、土地の所在は沼部町外1筆、現況地目、田、面積1,224㎡、詳細につきましては、記載のとおりです。

次のページをお開き願います。

農用地利用集積計画、平成30年度第11号。

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定める。公告が平成30年9月28日、いわき市となっております。

事務局
(金成主査) 次のページをお開き願います。
「農用地利用権設定地区別総括表」については、先の概要で説明したとおりです。
次のページをお開き願います。
「農用地利用権設定個人別表」でございます。
番号1番、土地の所在は川部町外2筆、現況地目、田、面積3,999㎡、外16件、詳細につきましては、記載のとおりです。
以上、第10号から第11号の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
農用地利用集積計画については、以上です。

議長
(草野会長) 只今、事務局より、議案第4号について説明がありましたが、何かご意見・ご質問等ございませんか。

—意見無しとの声有り—

議長
(草野会長) ご意見無しとの声がありますのでお諮り致します。
議案第4号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—異議無しとの声有り—

議長
(草野会長) ご異議無しと認め、議案第4号、いわき市農用地利用集積計画については、原案のとおり可決致します。
次に、議案第5号、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)に対する意見の決定について、事務局の説明を求めます。

事務局
(林係長) 議案書の7ページを、お開き願います。
—議案第5号を朗読、審議事項を説明—
詳細につきましては、担当者が説明致します。

事務局
(金成主査) 議案説明書18ページをお開き願います。
農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、いわき市が作成しました農用地利用配分計画(案)について、意見を求められたためお諮りするものです。
次のページをお開き願います。

事務局
(金成主査)

番号1番、土地の所在は平外11筆、現況地目、田、面積24,041㎡、外10件、詳細につきましては、記載のとおりです。

なお、今回の農用地利用配分計画(案)は平成30年8月10日に開催しました、第3回総会で可決した農用地利用集積計画に基づいて作成されたものの外、先ほど可決した「議案第4号 いわき市農用地利用集積計画について」、に基づくものであります。

これは、農地中間管理事業に関する交付金の申請のため、9月及び10月に農地中間管理事業の申請が集中しており、業務負担分散のため、農用地利用集積計画と同月での農用地利用配分計画の意見の決定を、公社より依頼されたものです。

なお、農用地利用集積計画作成と農用地利用配分計画作成を並行して進めることについては、以前に説明したとおり、手続き上、問題はございません。

また、借り手は、農地中間管理機構へ借受者として登録された方の中から選定されております。

農用地利用配分計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項及び福島県農業振興公社農地中間管理事業の実施に関する規程第13条のとおり、県知事認可の各要件を満たしていると考えます。

説明は以上です。

議長
(草野会長)

只今、事務局より、議案第5号について説明がありましたが、何かご意見・ご質問等ございませんか。

－意見無しとの声有り－

議長
(草野会長)

ご意見無しとの声がありますのでお諮り致します。

議案第5号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

－異議無しとの声有り－

議長
(草野会長)

ご異議無しと認め、議案第5号、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)に対する意見の決定については、原案のとおり可決致します。

次に、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局の説明を求めます。

事務局 (林係長)	議案書の8ページを、お開き願います。 －報告第1号を朗読、専決事項を説明－ 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (金成主査)	議案説明書の21ページをお開き願います。 農地法第3条届出について、説明致します。 次のページをお開き願います。 番号1番、土地の所在地は小川町外2筆、登記地目及び面積は田767㎡、畑619㎡、権利を取得した日は平成29年4月19日、権利を取得した事由は相続、取得した権利の種類及び内容は所有権、農業委員会によるあっせん等の希望の有無は無、受理年月日は平成30年7月23日でございます。外25件ございました。 議案説明書27ページをお開き願います。 権利取得面積は田83,864.00㎡、畑40,789.37㎡、合計124,653.37㎡でございます。 以上を事務局長が専決処分しましたので、報告致します。
議長 (草野会長)	以上、事務局説明のとおり、専決処分の報告でありますので、ご承知願います。 次に、報告第2号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、事務局より説明を願います。
事務局 (林係長)	議案書の9ページを、お開き願います。 －報告第2号を朗読、専決事項を説明－ 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (金成主査)	議案説明書の28ページをお開き願います。 農地法第4条届出について、説明致します。 次のページをお開き願います。 番号1番、土地の所在地は仁井田町、登記地目は田、面積は734㎡、転用目的は共同住宅敷地、都市計画法上の区分は第一種中高層住居専用地域、工事着工年月日は平成30年9月1日、受理年月日は平成30年8月6日でございます。外2件ございました。 転用面積は田734㎡、畑1,666.56㎡、合計2,400.56㎡でございます。 以上を事務局長が専決処分しましたので、報告致します。
議長 (草野会長)	以上、事務局説明のとおり、専決処分の報告でありますので、ご承知願います。

議 長 (草野会長)	次に、報告第3号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、事務局より説明を願います。
事務局 (林係長)	議案書の10ページを、お開き願います。 －報告第3号を朗読、専決事項を説明－ 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (金成主査)	議案説明書の30ページをお開き願います。 農地法第5条届出について、説明致します。 次のページをお開き願います。 番号1番、土地の所在地は植田町、登記地目は田、面積は596㎡、 転用目的は保育所敷地、都市計画法上の区分は第一種住居地域、工 事着工年月日は平成30年8月20日、受理年月日は平成30年8月6日 でございます。外15件ございました。 議案説明書34ページをお開き願います。 転用面積は田3,617.00㎡、畑4,604.26㎡、合計8,221.26㎡ござ います。 以上を事務局長が専決処分しましたので、報告致します。
議 長 (草野会長)	以上、事務局説明のとおり、専決処分の報告でありますので、ご 承知願います。 次に、報告第4号、農地法第18条第6項の規定による通知につい て、事務局より説明を願います。
事務局 (林係長)	議案書の11ページを、お開き願います。 －報告第4号を朗読、報告事項を説明－ 詳細につきましては、担当者が説明致します。
事務局 (金成主査)	議案説明書35ページをお開き願います。 農地法第18条第6項の規定による通知について、説明致します。 次のページをお開き願います。 1番、土地の所在地は平、現況地目は田、面積は、2,951㎡ござ います。 土地の引渡し時期は平成30年8月10日でございます。 外3件、田が4,983㎡、畑が1,788㎡、合計面積は6,771㎡ござ います。 以上、農地法第18条第6項の規定により合意解約の通知がありま したので報告致します。

議 長 (草野会長)	<p>以上、事務局説明のとおり、合意解約の報告でありますので、ご承知願います。</p> <p>次に、報告第5号、相続税の納税猶予に関する適格者証明書について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局 (野木係長)	<p>議案書の12ページをお開き願います。</p> <p>－報告第5号を朗読し、専決事項を説明－</p> <p>議案説明書の37ページ、38ページをお開き願います。相続税の納税猶予に関する適格者証明書について、説明致します。</p> <p>8月は1件の証明願がありました。面積は田7,517㎡、畑1,017㎡、合計8,534㎡となります。</p> <p>審査の結果、租税特別措置法第70条の6第1項に規定する適格者であるものと判断し、証明書を交付致しました。</p> <p>以上、事務局長が専決処分しましたので、報告致します。</p>
議 長 (草野会長)	<p>以上、事務局説明のとおり、専決処分の報告でありますので、ご承知願います。</p> <p>次に、報告第6号、引き続き農業経営を行っている旨の証明書について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局 (野木係長)	<p>議案書の13ページをお開き願います。</p> <p>－報告第6号を朗読し、専決事項を説明－</p> <p>議案説明書の39ページ、40ページをお開き願います。引き続き農業経営を行っている旨の証明書について、説明致します。</p> <p>8月は3件の証明願があり、相続税の納税猶予についての案件でありました。面積は田7,800㎡、畑5,476㎡、合計13,276㎡となります。</p> <p>審査の結果、引き続き農業経営を行っているものと判断し、証明書を交付致しました。</p> <p>以上、事務局長が専決処分しましたので、報告致します。</p>
議 長 (草野会長)	<p>以上、事務局説明のとおり、専決処分の報告でありますので、ご承知願います。</p> <p>次に、報告第7号、いわき市農地利用最適化推進委員候補者について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局 (野木係長)	<p>議案書の14ページをお開き願います。</p> <p>－報告第7号を朗読し、報告事項を説明－</p> <p>四倉、久之浜、大久地区を担当区域とする農地利用最適化推進委</p>

事務局 (野木係長)	<p>員につきましては、現在、定数5人に対し、4人で活動しているところであります。</p> <p>この度、不足の1人に対する申込者2人につきまして、9月7日金曜日に開催の農地利用最適化推進委員候補者評価委員会において、評価を行いました。</p> <p>その結果を意見として、総会に報告するものであります。</p> <p>以上です。</p>
議 長 (草野会長)	<p>只今、事務局より説明がありましたが、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。</p> <p>－特に無しとの声有り－</p>
議 長 (草野会長)	<p>ご意見・ご質問が無いようでありますので、事務局説明のとおり、ご承知願います。</p> <p>ここで、事務局より発言を求められておりますので、これを許可します。</p>
事務局 (野木係長)	<p>只今、報告第7号について、ご承知頂いたことを踏まえ、農地利用最適化推進委員の選任につきまして、追加議案として提出させて頂きたく存じますので、よろしくお願い致します。</p> <p>これから、追加議案書を配付させていただきます。</p> <p>－追加議案書 議案第6号 配付－</p>
議 長 (草野会長)	<p>それでは、議案第6号、いわき市農地利用最適化推進委員の選任について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局 (野木係長)	<p>今程、お配り致しました議案書をご覧願います。</p> <p>－議案第6号朗読、審議事項を説明－</p> <p>いわき市農地利用最適化推進委員の選任について、承認を求めるものであります。</p> <p>以上です。</p>
議 長 (草野会長)	<p>只今、事務局より、議案第6号について説明がありましたが、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。</p> <p>－特に無しとの声有り－</p>

議 長
(草野会長) ご意見・ご質問が無いようでありますので、お諮り致します。
議案第6号について、事務局説明のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

－異議無しとの声有り－

議 長
(草野会長) ご異議無しと認め、議案第6号、いわき市農地利用最適化推進委員の選任については、事務局説明のとおり承認致します。
ここで、農地利用最適化推進委員の委嘱等の手続きについて、補足説明はございますか。

事務局
(野木係長) 委嘱状交付式につきましては、草野会長及び蛭田会長職務代理者出席のもと、10月1日、月曜日に農業委員会会長室にて執り行う予定であります。
なお、任期は、委嘱状を交付致します平成30年10月1日から平成33年7月7日までとなります。
以上です。

議 長
(草野会長) ありがとうございます。委員の皆様には、事務局説明のとおり、ご承知願います。
以上で、本日の議事は全て終了致しました。
ここより、休憩と致します。只今、10時45分です。10分間休憩とし、再開は10時55分と致しますので、よろしく願います。

－10時45分～10時55分 休憩－

議 長
(草野会長) 全員お揃いですので、再開致します。
はじめに、事務局より、本日の資料につきまして発言を求められておりますので、これを許可します。

事務局
(金成主査) 先程、ご説明致しました、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る追加資料でございますが、一部に誤りがございました。この場で訂正をお願い致します。
1の(2)、経緯でございますが、上から7行目で父から娘に相続された日について、平成29年4月29日と記載しておりますが、平成29年4月21日の誤りでございました。訂正をお願い致します。

議 長
(草野会長) 委員の皆様、各自訂正をお願い致します。
これより、協議事項に移ります。

議 長
(草野会長)

はじめに、農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、事務局の説明を求めます。

事務局
(早水主任)

それでは、事務局よりご説明致します。

お手元の資料1、いわき市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に係る指針(案)をご覧ください。この指針(案)は、前回8月の総会で承認を頂きました、農地等の利用の最適化の推進に係る指針の策定スケジュールに基づき、これから、農業委員・推進委員の皆様との協議を経て内容を取りまとめ、今年12月の国への提出を目標としまして、本日、事務局(案)として、委員の皆様へお示しするものでございます。これを叩き台とし、総会の場で、いわき市農業委員会としての指針の内容を詰めていきたいと考えております。

この指針は、農業委員会法第7条の定めにより、「農業委員会は、指針の策定に努めなければならない。」とされているもので、この指針は、言わば、いわき市の今後の農地利用の将来ビジョンを描くものとなります。

指針には、3つの点について、具体的な数値目標と推進方法を定めることとなっております。今回の指針の作成にあたっての3つの大きな柱は、

- 1 遊休農地の発生防止・解消について
- 2 担い手への農地利用の集積・集約化について
- 3 新規参入の促進について

であります。

これを踏まえまして、お手元の指針(案)を作成しており、全部で5ページに渡ります。全体の構成につきましては、全国農業会議所で示しております、作成例を基にして作成したものであります。

お手元の資料の1ページ目ではありますが、第1として、基本的な考え方、2ページ目には、第2、具体的な目標と推進方法としてということで、「1 遊休農地の発生防止・解消について」、3ページ目には、「2 担い手への農地利用の集積・集約化について」、そして、5ページ目には、「3 新規参入の促進について」ということで、先程申し上げました、3つの柱で構成するものであります。

それでは、1ページ目に戻って頂きまして、これより、私が指針(案)の内容を読み上げますので、委員の皆様には内容をご確認頂きまして、その後、この指針(案)に対するご意見を頂ければと思いますので、よろしくお願い致します。

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては、農地等の利用の最適化の推進が最も重

事務局
(早水主任)

要な必須事務として、明確に位置付けられた。本市においては、地理的条件の制約が大きい中山間地域や広域多核分散型の都市構造による市街化区域近郊など、地域の実情や担い手不足等による農地の遊休化が見られていることから、その発生防止・解消に努める一方、担い手への農地利用の集積・集約化について、農地中間管理機構を十分活用しながら取り組んでいく必要がある。

このような観点から、各地域が持つ強みを活かしながら、活力ある本市農業を構築するため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し、地域における活動を通じて、農地等の利用の最適化が全市的に進んでいくよう、いわき市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、農林水産業・地域の活力創造プランで、今後10年間で担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立とされたことを踏まえ、それに合わせて平成35年を目標とした上で、農業委員及び推進委員の改選期である平成33年に検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、農業委員会事務の実施状況等の公表についてに基づく、目標及びその達成に向けた活動計画のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

管内の農地面積、遊休農地面積、遊休農地の割合の順で申し上げます。

現状、平成30年4月、8,122ha、282ha、3.47%。

3年後の目標、平成33年4月、8,122ha、198ha、2.44%。

目標、平成35年4月、8,122ha、141ha、1.74%。

注釈でございますが、注1、管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した、同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記載したものである。注2、遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した、同法第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記載したものである。

目標設定の考え方

平成30年7月から推進委員の活動を開始し、今後、農地の所有者に対する指導・助言に努め、遊休農地の解消と発生防止を鋭意図っていくことにより、遊休農地の5年後の半減を目標とする。なお、1年あたりの遊休農地の解消は、28haを目安とする。

事務局
(早水主任)

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

ア 推進委員の担当区域制による農地法第30条第1項の規定による利用状況調査と同法第32条第1項の規定による利用意向調査の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、農地法の運用についてに基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期に関わらず、適宜実施する。

イ 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

ウ 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに、農地情報公開システム、全国農地ナビに反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

② 市耕作放棄地対策協議会との連携について

利用状況調査の結果を受け、市耕作放棄地対策協議会と連携し、遊休農地の解消と発生防止に向けた取り組みを行う。

③ 農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

④ 非農地判断について

利用状況調査と同時に実施する、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査によって、B分類、再生利用困難に区分された荒廃農地については、現況に応じて速やかに非農地判断を行い、守るべき農地を明確化する。

2 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

管内の農地面積、集積面積、集積率の順で申し上げます。

現状、平成30年4月、8,122ha、1,610.8ha、19.8%。

3年後の目標、平成33年4月、8,122ha、3,956.8ha、48.7%。

目標、平成35年4月、8,122ha、5,523.0ha、68.0%。

注釈でございますが、注1は、先程と同様でございます。注2、集積面積は、把握時点において担い手へ利用集積されている農地の総面積を記載したものである。

目標設定の考え方

平成30年7月から、推進委員の活動を開始し、今後、担い手への農地利用集積を鋭意図っていくことにより、5年後の集積率68%、市が策定した、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に掲げられた数を目

事務局
(早水主任)

安とする。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 人・農地プランの作成・見直しについて

農業委員会として、地域、1集落又は数集落毎に人と農地の問題解決のため、地域における農業者等による協議の場を通じて、認定農業者等を地域の中心となる経営体と位置付け、それぞれの農業者の意思と地域の資源に照らした実現可能性のある、人・農地プランの作成と見直しに主体的に取り組む。

② 農地中間管理機構等との連携について

農業委員会は、市、農地中間管理機構及び農協等と連携し、
ア 農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地
イ 経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地
ウ 利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い、人・農地プランの作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

市内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手への意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がいない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて、集落営農の組織化・法人化、新規参入の受け入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを行う。

④ 農地の所有者等を確知することができない農地の取り扱い

農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続きを経て、知事の裁定で利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

現状、平成30年4月、7経営体

3年後の目標、平成33年4月、21経営体

目標、平成35年4月、35経営体

目標設定の考え方

現状の数値は、平成29年度の新規参入者数を記載したものである。
また、目標値は、市が策定した、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に掲げる年間7人の新規就農者の確保に準じたものである。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

事務局
(早水主任)

① 関係機関との連携について

農業委員会ネットワーク機構及び農地中間管理機構と連携し、市内の農地の借り入れ意向のある認定農業者及び法人を含む参入希望者を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。

② 新規就農フェア等への参加について

市及び農協等と連携し、新規就農フェア等に積極的に参加することで情報の収集に努め、新規就農の受け入れとフォローアップ体制を整備する。

③ 企業参入の推進について

担い手が十分いない地域では、企業も地域の担い手になり得る存在であることから、農地中間管理機構も活用して、積極的に企業の参入の推進を図る。

④ 農業委員会のフォローアップ活動について

ア 高齢化の進展等により農地の遊休化が深刻な地域について、農地の下限面積に別段の面積を設定して新規就農等を促進する。

イ 農業委員及び推進委員は、法人を含む新規参入者の地域の受け入れ条件の整備を図るとともに、後見人等の役割を担う。

以上であります。

委員の皆様の協議をよろしくお願い致します。

議長
(草野会長)

ありがとうございました。

これより、農地等の利用の最適化の推進に関する指針につきまして、協議を開始致します。

まずは、事務局から説明がございました指針(案)に関し、委員の皆様からご意見、ご質問はございますか。

特に無いようでありますので、皆様、ご承知置き願います。

次に、平成31年農作業労働賃金標準額について、事務局の説明を求めます。

事務局
(野木係長)

資料2と致しまして、平成31年農作業労働賃金標準額策定の「協議資料」と「参考資料」、2つの資料をお手元にご用意願います。

協議資料につきましては、委員の皆様にご協力を頂きました、アンケート調査の結果でございます。

参考資料につきましては、隣接市町村との比較、県内他市町村・本市の標準額の推移、県内他市町村の標準額表をまとめたものとなっております。

今回は、この2つの資料を用いまして、アンケート調査の結果を中心と致しまして、その内容を把握して頂きます。

次回10月及び11月総会におきまして、平成31年標準額・追加項目

事務局
(野木係長)

等の具体的な検討・協議を行って頂き、12月総会へ議案として提出したいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

なお、この2つの資料につきましては、次回以降も協議が必要となりますので、今後も忘れずにご持参くださいますよう、お願い致します。

それでは、協議資料をご覧ください。

2ページ及び3ページでございますが、請負労働作業について皆様から頂いたご意見をまとめたものでございます。この表の見かたでございますが、最初の作業名である育苗を参考に申し上げます。育苗の標準額は現在、670円でございます。これに対し、委託した農家・受託した農家・農業委員がこの金額が適当なのか、高いのか、高いとすれば希望額はいくらなのか、安いのか、安いとすれば希望額はいくらなのか、実際に支払った額はいくらなのかをまとめたものでございます。育苗であれば、20人から適当との回答を頂き、高いとの回答が3人であり、希望額は600円となっております。この希望額はこの3人の平均であります。安いとの回答が6人で、希望額平均は800円となっております。実際の金額は、650円から1,500円であったとの見かたでございます。

全体の傾向としましては、委託した農家からは高い、受託した農家からは安いという意見が多いものでございます。

4ページにありますのは、雇用労働作業についての表でございます。回答につきましては、雇用した農家・雇用された農家・農業委員の皆様でございます。傾向としましては、雇用した農家からは高い、雇用された農家からは安いという意見が多いというものでございます。

5ページ、6ページにつきましては、新たに設定してほしい項目についてのご意見をまとめたものでございます。希望として10項目ありますので、ご紹介致します。

水田作業（自動車による運搬作業）、水田作業（防除作業でブームスプレーヤー使用の場合）、トラクターに備え付けた草刈機での作業、季節雇用、花卉部門の設定、ラジコン等機械オペレーター、ハウス内の作業、もみ摺り（もみ殻処理料の設定）、機械運送費、水田均平作業ということでございます。

なお、これらの項目の検討については、これまでも様々行ってきました。整理済みの項目がございますので、ご紹介致します。

もみ殻処理料の設定につきましては、これまで検討してきた結果、もみ殻は事業系一般廃棄物になりますので、法律上、その収集・運搬・処理に関しては許可等の必要がありますので、農作業労働賃金では設定しない・できないものとして整理しております。

事務局
(野木係長)

機械の運送費でございますが、運送業の許可が必要となりますので、もみ殻処理料と同様に、標準額として設定しない・できないこととしております。

7ページ、8ページでございますが、標準額を利用した際の問題点ということで、様々なご意見を頂きました。次回以降の協議まで皆様でお読み頂きたいと思っております。いくつかご紹介致しますと、燃料費や機械代が高騰しているため、そこを加味して頂きたいというようなご意見です。また、ブロードキャスターについては、単位が不明確とのご意見がございます。現在の標準額においては、1回あたりと表示しております。この1回あたりとは、肥料1種類あたりということでございますが、今の表からはそれが読み取れないというようなご意見でございます。

9ページ以降でございますが、アンケートの結果を見易くグラフ化したものでございます。ほとんどの項目で6割以上の方が適当であるという意見でございます。

続きまして、参考資料でございますが、1ページはいわき市に隣接している市町村の標準額となります。

2ページ、3ページについては、県内他市の標準額の推移となります。

4ページは、本市の雇用労働作業の推移となっております。

5ページは、本市の請負労働作業の推移となっております。なお、平成26年までは税込金額でありましたが、その後は税抜金額となっております。

6ページ以降は、各市町村の標準額表となっております。

標準額アンケート調査の結果については、以上でございます。

詳細につきましては、資料を持ち帰って頂きまして、内容を精査頂いた上で、次回以降の協議に臨んで頂きたいと思っております。

以上です。

議長
(草野会長)

ありがとうございました。

これより、平成31年農作業労働賃金標準額につきまして、協議を進めて参りたいと思っております。

まずは、事務局から説明がございましたアンケート調査の結果に関し、委員の皆様からご意見、ご質問はございますか。

特に無いようでありますので、本日の協議事項は、ここまでと致します。次回、10月の総会におきましても、この2項目は、引き続き協議させて頂きましますので、よろしくお願い致します。

次に、その他に移ります。まず、事務局から何かございますか。

事務局
(野木係長)

- 1 【資料3】平成30年度福島県下農業委員会大会について
➡ 出欠の報告を依頼した。
- 2 【資料4】平成30年7月豪雨災害義援金報告書について
➡ 農業委員、推進委員、事務局職員全員分の送金について報告した。
- 3 第16期いわき市農業委員会農業委員名簿について
➡ 詳細版の名簿を配付した。

議長
(草野会長)

ありがとうございました。
その他、委員の皆様から何かございますか。
特に無いようでありますので、これをもちまして、いわき市農業委員会第4回総会を閉会致します。